

第20号議案

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十条の四第一項又は第二十条の五第一項の規定により採用された」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項又は第二十条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第三条の規定を適用する。

教職調整額に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条及び第二条（略） （短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第三条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員</u>について、<u>条例第三條第一項に規定する教職調整額の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</u></p> <p>第四条（略）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 <u>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</u> （経過措置）</p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規</u></u></p>	<p>第一条及び第二条（略） （短時間勤務職員の教職調整額の端数計算）</p> <p>第三条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）<u>第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>について、<u>条例第三條第一項に規定する教職調整額の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</u></p> <p>第四条（略）</p>

則による改正後の教職調整額に関する規則第三条の規定を適用する。